

109 短期入所療養介護「自己点検一覧表」(基準)

点検年月日	
事業所名	
法人名	
点検者職氏名	
備考	

点検項目	点検事項	点検結果	根拠法令	点検書類等
第1 基本方針	<p>指定短期入所療養介護の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居室において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことにより、療養生活の質の向上及び利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとなっているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業運営の方針は上記の基本方針に沿ったものとなっているか。 ・ 運営規程、パンフレット、その他利用者に説明する文書は、法令、規則等に反した内容となっていないか。 <p>(注意事項)</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 自立支援に反するようなサービス内容となっていないか。 ② 不適切な利用料等が設定されていないか。 ③ 身体拘束を容認させるような内容となっていないか。 ④ 事業所の過失等による損害賠償を免除するような内容はないか。 ⑤ 利用者に対し、一方的に契約を解除するような内容はないか。 	<p>適・否</p> <p>適・否 適・否</p>	<p>法第73条第1項 平24条例95第189条 〈平11厚令37第141条〉</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 概況説明 ・ 定款、寄付行為等 ・ 運営規程 ・ パンフレット等
第2 人員に関する基準	<p>指定短期入所療養介護事業者が指定短期入所療養介護事業所ごとに置くべき短期入所療養介護従業者の員数は、次のとおりとなっているか。</p>		<p>法第74条第1項 平24条例95第190条 〈平11厚令37第142条第1項〉</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 職員勤務表 ・ 出勤簿 ・ 従業者の資格又は経験を明らかにする書類
1 介護老人保健施設の場合	<p>医師、薬剤師、看護職員、介護職員、支援相談員、理学療法士又は作業療法士及び栄養士の員数は、それぞれ、利用者を当該介護老人保健施設の入所者とみなした場合における法第97条第2項に規定する介護老人保健施設として必要とされる数が確保されるために必要な数以上となっているか。</p>	<p>適・否 該当なし</p>	<p>平24条例95第190条第1項第1号 〈平11厚令37第142条第1項第1号〉</p>	
2 指定介護療養型医療施設の場合	<p>健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定により、なおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の介護保険法（以下「旧法」という。）第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設（以下「指定介護療養型医療施設」という。）の場合、医師、薬剤師、看護職員、介護職員、栄養士及び理学療法士又は作業療法士の員数は、それぞれ、利用者を当該指定介護療養型医療施設の入院患者とみなした場合における旧法に規定する指定介護療養型医療施設として必要とされる数が確保されるために必要な数以上となっているか。</p>	<p>適・否 該当なし</p>	<p>平24条例95第190条第1項第2号 〈平11厚令37第142条第1項第2号〉</p>	
3 療養病床を有する病院又は診療所（2に該当するものを除く）の場合	<p>医師、薬剤師、看護職員、介護職員（看護補助者）、栄養士及び理学療法士又は作業療法士の員数は、それぞれ医療法に規定する療養病床を有する病院又は診療所として必要とされる数が確保されるために必要な数以上となっているか。</p>	<p>適・否 該当なし</p>	<p>平24条例95第190条第1項第3号 〈平11厚令37第142条第1項第3号〉</p>	
4 診療所（2、3に該当するものを除く）の場合	<p>病室に置くべき看護職員又は介護職員の員数の合計は、常勤換算方法で、利用者及び入院患者の数が3又はその端数を増すごとに1以上となっているか。かつ、夜間における緊急連絡体制を整備することとし、看護師若しくは准看護師又は介護職員を1人以上配置しているか。</p>	<p>適・否 該当なし</p>	<p>平24条例95第190条第1項第4号 〈平11厚令37第142条第1項第4号〉</p>	

点検項目	点検事項	点検結果	根拠法令	点検書類等
5 介護医療院の場合	介護医療院の場合、医師、薬剤師、看護職員、介護職員、理学療法士又は作業療法士及び栄養士の員数は、それぞれ、利用者を当該介護医療院の入所者として必要とされる数が確保されるために必要な数以上となっているか。	適・否 該当なし	平24条例95第190条第1項第5号 〈平11厚令37第142条第1項第5号〉	
6 その他	指定短期入所療養介護事業者が指定介護予防短期入所療養介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定短期入所療養介護の事業と指定介護予防短期入所療養介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、上記1～4に規定する基準を満たしているものとみなして差し支えない。		平25道規則27第61条第2項 〈平11厚令37第142条第2項〉	
第3 設備に関する基準	指定短期入所療養介護事業所の設備に関する基準は、次のとおりとなっているか。 〔設備については全て現場確認〕 ・ 介護報酬に係る施設基準について、施設及び設備を確認 介護老人保健施設 認知症専門棟 指定介護療養型施設 特定診療費 (施設の設備、具備する器械・器具を確認) 送迎に使用する車両 ・ 特別な居室(備え付けられた備品を含む) ・ 非常設備、衛生管理等について確認 避難設備、消防設備 食器、食品の保管等、害虫・鼠等への対策 医薬品・医療器具、感染症対策 空調設備		法第74条第2項 平24条例95第191条 〈平11厚令37第143条第1項〉	・ 平面図 ・ 運営規程 ・ 設備・備品台帳 ・ 指定申請 ・ 変更届(写) ・ 都道府県知事への届出(写)
1 介護老人保健施設の場合	法に規定する介護老人保健施設として必要とされる施設及び設備を有しているか。	適・否 該当なし	平24条例95第191条第1項第1号 〈平11厚令37第143条第1項第1号〉	
2 指定介護療養型医療施設の場合	法に規定する指定介護療養型医療施設として必要とされる設備を有しているか。	適・否 該当なし	平24条例95第191条第1項第2号 〈平11厚令37第143条第1項第2号〉	
3 療養病床を有する病院又は診療所(2に該当するものを除く)の場合	医療法に規定する療養病床を有する病院又は診療所として必要とされる設備を有しているか。	適・否 該当なし	平24条例95第191条第1項第3号 〈平11厚令37第143条第1項第3号〉	

点検項目	点検事項	点検結果	根拠法令	点検書類等
4 診療所（療養病床を有するものを除く）の場合	次の基準を満たしているか。 イ 指定短期入所療養介護を提供する病室の床面積は、利用者1人につき6.4平方メートル以上となっているか。 ロ 浴室を有しているか。 ハ 機能訓練を行うための場所を有しているか。	該当なし 適・否 適・否 適・否	平24条例95第191条第1項第4号 平25道規則27第62条第1項〈平11厚令37第143条第1項第4号〉	
5 介護医療院の場合	法に規定する介護医療院として必要とされる設備（ユニット型介護医療院を除く）を有しているか。	適・否 該当なし	平24条例95第191条第1項第5号 〈平11厚令37第143条第1項第5号〉	
6 その他	上記3及び4の指定短期入所療養介護事業所にあつては、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を有しているか。 指定短期入所療養介護事業者が指定介護予防短期入所療養介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定短期入所療養介護の事業と指定介護予防短期入所療養介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、上記基準を満たしているものとみなして差し支えない。	適・否	平24条例95第191条第2項 〈平11厚令37第143条第2項〉 平25道規則62条第2項 〈平11厚令37第143条第3項〉	
第4 運営に関する基準 1 内容及び手続の説明及び同意	指定短期入所療養介護事業者は、指定短期入所療養介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、短期入所療養介護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、サービスの内容及び利用期間等について利用申込者の同意を得ているか。 ・ 重要事項を記した文書に不適切な事項がないか。 ・ 利用申込者の同意はどのように得ているか。 重要事項：① 運営規程の概要 ② 従業者の勤務体制 ③ 事故発生時の対応 ④ 苦情処理の体制 ⑤ 第三者評価の実施状況（実施の有無、実施した直近の年月日、評価機関の名称、評価結果の開示状況） ⑥ その他	適・否 適・否	法第74条第2項 平24条例95第204条準用（第152条） 〈平11厚令37第155条準用（第125条）〉	・ 運営規程 ・ 説明文書 ・ 利用申込書（契約書等） ・ 同意に関する記録
2 対象者	指定短期入所療養介護事業者は、利用者の心身の状況若しくは病状により、若しくはその家族の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由により、又は利用者の家族の身体的及び精神的な負担の軽減等を図るために、一時的に入所して看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療等を受ける必要がある者を対象に、介護老人保健施設若しくは介護医療院の療養室、病院の療養病床に係る病室、診療所の指定短期入所療養介護を提供する病室又は病院の老人性認知症患者療養病棟において指定短期入所療養介護を提供しているか。 ・ 利用対象に適した者であるかの判断はどのように行っているか。	適・否	平24条例95第192条 〈平11厚令37第144条〉	・ 利用者に関する記録（診療情報提供書）

点検項目	点検事項	点検結果	根拠法令	点検書類等
3 指定短期入所療養介護の開始及び終了	指定短期入所療養介護事業者は、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携により、指定短期入所療養介護の提供の開始前から終了後に至るまで利用者が継続的に保健医療サービス又は福祉サービスを利用できるよう必要な援助に努めているか。	適・否	平24条例95第204条準用(第153条第2項) 〈平11厚令37第155条準用(第126条第2項)〉	・情報提供票 ・短期入所療養介護計画書
4 提供拒否の禁止	指定短期入所療養介護事業者は、正当な理由なく指定短期入所療養介護の提供を拒んでないか。特に、要介護度や所得の多寡を理由にサービスの提供を拒否していないか。 提供を拒むことのできる正当な理由とは ① 当該事業所の現員では対応しきれない。 ② 利用申込者の居住地が当該事業所の通常の事業の実施地域外である。 ③ 適切なサービスを提供することが困難である。	適・否	平24条例95第204条準用(第10条) 〈平11厚令37第155条準用(第9条)〉 準用(平11老企25第3の1の3(2))	・利用申込書 ・利用申込受付簿 ・要介護度の分布がわかる資料
5 サービス提供困難時の対応	指定短期入所療養介護事業者は、当該指定短期入所療養介護事業所の通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定短期入所療養介護を提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る居宅介護支援事業者への連絡、適当な他の指定短期入所療養介護事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じているか。 ・利用申込者に対する他の事業者への紹介方法はどのように行っているか。	適・否	平24条例95第204条準用(第11条) 〈平11厚令37第155条準用(第10条)〉	・連絡、紹介等の記録
6 受給資格等の確認	(1) 指定短期入所療養介護事業者は、指定短期入所療養介護の提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめているか。	適・否	平24条例95第204条準用(第12条第1項) 〈平11厚令37第155条準用(第11条第1項)〉	・利用者に関する記録 ・居宅サービス計画書(1)(2) ・短期入所療養介護計画書
	(2) 指定短期入所療養介護事業者は、被保険者証に、認定審査会意見が記載されている時は、当該認定審査会意見に配慮して、指定短期入所療養介護を提供するように努めているか。	適・否	平24条例95第204条準用(第12条第2項) 〈平11厚令37第155条準用(第11条第2項)〉	
7 要介護認定の申請に係る援助	(1) 指定短期入所療養介護事業者は、指定短期入所療養介護の提供の開始に際し、要介護認定を受けていない利用申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行っているか。 ・必要な援助とは ① 要介護認定を受けていないことを確認した場合には、既に申請が行われているかどうかを確認する。 ② 利用申込者の意思を踏まえ申請を促す。	適・否	平24条例95第204条準用(第13条第1項) 〈平11厚令37第155条準用(第12条第1項)〉	・利用者に関する記録

点検項目	点検事項	点検結果	根拠法令	点検書類等
	(2) 指定短期入所療養介護事業者は、居宅介護支援（これに相当するサービスを含む。）が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する30日前にはなされるよう、必要な援助を行っているか。	適・否	平24条例95第204条準用（第13条第2項） 〈平11厚令37第155条準用（第12条第2項）〉	
8 心身の状況等の把握	<p>指定短期入所療養介護事業者は、指定短期入所療養介護の提供に当たっては、利用者に係る居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めているか。</p> <p>・ 利用者の状況把握の方法は、サービス担当者会議、本人・家族との面談、主治医からの情報等どのように行っているか。</p>	適・否	平24条例95第204条準用（第14条） 〈平11厚令37第155条準用（第13条）〉	・ 利用者に関する記録 (サービス担当者会議の要点)
9 法定代理受領サービスの提供を受けるための援助	<p>指定短期入所療養介護事業者は、指定短期入所療養介護の提供の開始に際し、利用申込者が介護保険法施行規則第64条各号のいずれにも該当しないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、居宅サービス計画の作成を居宅介護支援事業者に依頼する旨を市町村に対して届け出ること等により、指定短期入所療養介護の提供を法定代理受領サービスとして受けることができる旨を説明すること、居宅介護支援事業者に関する情報を提供することその他の法定代理受領サービスを行うために必要な援助を行っているか。</p> <p>「施行規則第64条第一号イ又はロに該当する利用者」とは、</p> <p>① 居宅介護支援事業者に居宅サービス計画の作成を依頼することをあらかじめ市町村に届け出る。</p> <p>② その居宅サービス計画に基づく指定居宅サービスを受ける利用者をいう。</p>	適・否	平24条例95第204条準用（第16条） 〈平11厚令37第155条準用（第15条）〉	・ 利用者の届出書 ・ 居宅サービス計画書(1)(2)

点検項目	点検事項	点検結果	根拠法令	点検書類等
10 居宅サービス計画に沿ったサービスの提供	指定短期入所療養介護事業者は、居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画に沿った指定短期入所療養介護を提供しているか。	適・否	平24条例95第204条準用(第17条) 〈平11厚令37第155条準用(第16条)〉	・居宅サービス計画書(1)(2) ・サービス提供票 ・週間サービス計画表 ・利用者に関する記録 ・短期入所療養介護計画書
11 サービスの提供の記録	(1) 指定短期入所療養介護事業者は、指定短期入所療養介護を提供した際には、当該指定短期入所療養介護の提供日及び内容、当該指定短期入所療養介護について法第41条第6項の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額その他必要な事項を、利用者の居宅サービス計画を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載しているか。	適・否	平24条例95第204条準用(第20条) 〈平11厚令37第155条準用(第19条第1項)〉	・居宅サービス計画書 ・サービス提供票、別表 ・介護等に関する記録 ・診療録 ・サービス提供の記録
	(2) 指定短期入所療養介護事業者は、指定短期入所療養介護を提供した際には、提供した具体的なサービス内容等を記録するとともに、利用者からの申し出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しているか。	適・否	平24条例95第204条準用(第20条第2項) 〈平11厚令37第155条準用(第19条第2項)〉	
12 利用料等の受領	(1) 指定短期入所療養介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定短期入所療養介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定短期入所療養介護に係る居宅介護サービス費用基準額から当該指定短期入所療養介護事業者に支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けているか。 ・ 1割相当額の支払いを受けているか。(平成27年7月31日まで) ・ 1割又は2割相当額の支払いを受けているか。(平成27年8月1日から平成30年7月31日まで) ・ 1割、2割又は3割相当額の支払いを受けているか。(平成30年8月1日以降)	適・否 該当なし 適・否 該当なし	平24条例95第193条第1項 〈平11厚令37第145条第1項〉 平11老企25第392(1)(同-3(10)①参照)	・サービス提供票、別表 ・領収証控 ・運営規程(利用料その他の費用、実施区域の確認) ・サービス提供証明書控 ・説明文書 ・同意に関する文書
	(2) 指定短期入所療養介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定短期入所療養介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定短期入所療養介護に係る居宅介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしているか。 {法定代理受領サービスに該当しない指定短期入所療養介護を提供した場合} ・ 10割相当額の支払いを受けているか。	適・否 該当なし 適・否 該当なし	平24条例95第193条第2項 〈平11厚令37第145条第2項〉	

点検項目	点検事項	点検結果	根拠法令	点検書類等
	<p>(3) 指定短期入所療養介護事業者は、上記(1)及び(2)の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額以外の支払を利用者から受けていないか。</p> <p>① 食事の提供に要する費用 (法第51条の3第1項の規定により特定入所者介護サービス費が利用者に支給された場合は、同条第2項第1号に規定する食費の基準費用額（同条第4項の規定により当該特定入所者介護サービス費が利用者に代わり当該指定短期入所療養介護事業者に支払われた場合は、同条第2項第1号に規定する食費の負担限度額）を限度とする。）</p> <p>② 滞在に要する費用 (法第51条の3第1項の規定により特定入所者介護サービス費が利用者に支給された場合は、同条第2項第2号に規定する居住費の基準費用額（同条第4項の規定により当該特定入所者介護サービス費が利用者に代わり当該指定短期入所療養介護事業者に支払われた場合は、同条第2項第2号に規定する居住費の負担限度額）を限度とする。）</p> <p>③ 厚生労働大臣の定める基準に基づき利用者が選定する特別な療養室等の提供を行ったことに伴い必要となる費用</p> <p>④ 厚生労働大臣の定める基準に基づき利用者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用</p> <p>⑤ 送迎に要する費用（厚生労働大臣が別に定める場合を除く。）</p> <p>⑥ 理美容代</p> <p>⑦ ①～⑥に掲げるもののほか、指定短期入所療養介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるもの</p> <p>(特別な療養室：指定介護老人保健施設の認知症専門棟の個室は徴収不可)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 定員が1人又は2人であること。 ・ 特別な療養室の定員の合計が当該事業所の利用定員の概ね5割を超えないこと。 ・ 利用者1人当たりの床面積が介護老人保健施設である事業所にあつては8㎡以上、病院又は診療所である事業所にあつては6.4㎡以上であること。 ・ 療養室の施設、設備等が費用の支払いを受けるのにふさわしいものであること。(利用者のプライバシー確保のための設備、個人用の私物の収納設備、状況に応じた個人用の照明設備) ・ 療養室の提供が、利用者への情報提供を前提として利用者の選択によるものであり、サービス提供上の必要性から行われるものでないこと。 ・ 費用の額が運営規程に定められていること。 <p>(その他の日常生活費)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 利用者の希望によって、身の回り品として日常生活に必要なものを事業者が提供する場合の費用 ・ 利用者の希望によって、教養娯楽として日常生活に必要なものを事業者が提供する場合の費用 	適・否	平24条例95第193条第3項 平25道規則27第63条第1項 〈平11厚令37第145条第3項〉	
	<p>(4) 上記①から④までに掲げる費用については、「居住、滞在及び宿泊並びに食事の提供に係る利用料等に関する指針（平成17年厚生労働省告示第419号）」及び「厚生労働大臣の定める利用者等が選定する特別な居室等の提供に係る基準等（平成12年厚生省告示第123号）」の定めるところによるものとしているか。</p>	適・否	平25道規則第63条第2項 〈平11厚令37第145条第4項〉	

点検項目	点検事項	点検結果	根拠法令	点検書類等
	(5) 指定短期入所療養介護事業者は、(3)に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し当該サービスの内容及び費用を記した文書を交付して説明を行い、利用者の同意を得ているか。 また、(3)①から④までに掲げる費用に係る同意は、文書により得ているか。	適・否	平24条例95第193条第4項 平25道規則第63条第3項 〈平11厚令37第145条第5項〉	
	(6) 指定短期入所療養介護事業者は、指定短期入所療養介護その他のサービスの提供に要した費用につき、その支払を受ける際、当該支払をした要介護被保険者に対し、厚生省令（施行規則第65条）で定めるところにより、領収書を交付しているか。	適・否	法第41条第8項	
	(7) 指定短期入所療養介護事業者は、法第41条第8項の規定により交付しなければならない領収書に指定短期入所療養介護について要介護被保険者から支払を受けた費用の額のうち、同条第4項第2号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定短期入所療養介護に要した費用の額を超えるときは、当該現に指定短期入所療養介護に要した費用の額とする。）、食事の提供に要した費用の額及び滞在に要した費用の額に係るもの並びにその他の費用の額を区分して記載し、当該その他の費用の額についてはそれぞれ個別の費用ごとに区分して記載しているか。 ・ 領収証には費用区分を明確にしているか。 ① 基準により算定した費用の額又は現に要した費用 ② 食事の提供に要した費用 ③ 滞在に要した費用 ④ その他の費用（個別の費用ごとの区分）	適・否	施行規則第65条	
13 保険給付の請求のための証明書の交付	指定短期入所療養介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定短期入所療養介護に係る利用料の支払を受けた場合は、提供した指定短期入所療養介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付しているか。	適・否	平24条例95第204条準用（第22条） 〈平11厚令37第155条準用（第21条）〉	・ サービス提供証明書（控）
14 指定短期入所療養介護の取扱方針	(1) 指定短期入所療養介護事業者は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、認知症の状況等利用者の心身の状況を踏まえて、当該利用者の療養を妥当適切に行っているか。	適・否	平24条例95第194条第1項 〈平11厚令37第146条第1項〉	・ 利用者に関する記録 ・ 診療録
	(2) 指定短期入所療養介護は、相当期間以上にわたり継続して入所する利用者については、短期入所療養介護計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行っているか。 「相当期間以上」とは、概ね4日以上連続して利用する場合を指すこととするが、4日未満の利用者であっても、利用者を担当する居宅介護支援事業者等と連携をとること等により、利用者の心身の状況を踏まえて必要な療養を提供するものとする。	適・否	平24条例95第194条第2項 〈平11厚令37第146条第2項〉 平11老企25第3の九の2(2)の①	・ 短期入所療養介護計画書 ・ 説明に使用した文書 ・ 処遇に関する日誌 ・ 身体拘束に関する記録
	(3) 指定短期入所療養介護従業者は、指定短期入所療養介護の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行っているか。	適・否	平24条例95第194条第3項 〈平11厚令37第146条第3項〉	・ 評価を実施した記録

点検項目	点検事項	点検結果	根拠法令	点検書類等
	<p>(4) 指定短期入所療養介護事業者は、指定短期入所療養介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行っていないか。</p> <p>(身体拘束の対象となる具体的行為)</p> <p>① 徘徊しないように、車いすや椅子、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。 ② 転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。 ③ 自分で降りられないように、ベッドを柵（サイドレール）で囲む。 ④ 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る。 ⑤ 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、又は皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。 ⑥ 車いすや椅子からずり落ちたり、立ち上がったりにしないように、Y字型拘束帯や腰ベルト、車いすテーブルをつける。 ⑦ 立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるような椅子を使用する。 ⑧ 脱衣やおむつはずしを制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる。 ⑨ 他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る。 ⑩ 行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。 ⑪ 自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する。</p>	適・否	<p>平24条例95第194条第4項 〈平11厚令37第146条第4項〉</p> <p>平13老発155（身体拘束ゼロへの手引き）</p>	
	<p>(5) 指定短期入所療養介護事業所の管理者及び従業者は、身体拘束廃止を実現するために正確な事実認識を持っているか。 そのため、管理者は、都道府県等が行うシンポジウム等に参加し、又は従業者を参加させるなど、意識啓発に努めているか。</p>	適・否	平13老発155の2,3	
	<p>(6) 指定短期入所療養介護事業所の管理者は、管理者及び各職種の従業者で構成する「身体拘束廃止委員会」などを設置し、事業所全体で身体拘束廃止に取り組むとともに、改善計画を作成しているか。</p> <p>(改善計画に盛り込む内容)</p> <p>① 事業所内の推進体制 ② 介護の提供体制の見直し ③ 「緊急やむを得ない場合」を判断する体制・手続き ④ 事業所の設備等の改善 ⑤ 事業所の従業者その他の関係者の意識啓発のための取組 ⑥ 利用者の家族への十分な説明 ⑦ 身体拘束廃止に向けての数値目標</p>	適・否	平13老発155の3,5	
	<p>(7) 指定短期入所療養介護事業者は、(4)の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しているか。 また、当該記録を主治医が診療録に行っているか。 なお、記録に当たっては「身体拘束ゼロの手引き」に例示されている「身体拘束に関する説明書・経過観察記録」等を参考として、適切な記録を作成し、保存しているか。</p>	適・否	<p>平24条例95第194条第5項 〈平11厚令37第146条第5項〉</p> <p>平11老企25第3の九の2(2)の②</p> <p>平13老発155の6</p>	

点検項目	点検事項	点検結果	根拠法令	点検書類等
	(8) 指定短期入所療養介護事業者は、自らその提供する指定短期入所療養介護の質の評価を行い、常にその改善を図っているか。	適・否	平24条例95第194条第6項 〈平11厚令37第146条第6項〉	
15 短期入所療養介護計画の作成	(1) 指定短期入所療養介護事業所の管理者は、相当期間以上にわたり継続して入所することが予定される利用者については、利用者の心身の状況、病状、希望及びその置かれている環境並びに医師の診療の方針に基づき、指定短期入所療養介護の提供の開始前から終了後に至るまでの利用者が利用するサービスの継続性に配慮して、他の短期入所療養介護従業者と協議の上、サービスの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した短期入所療養介護計画を作成しているか。	適・否	平24条例95第195条第1項 〈平11厚令37第147条第1項〉	・短期入所療養介護計画書 ・居宅サービス計画書
	(2) 短期入所療養介護計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成されているか。	適・否	平24条例95第195条第2項 〈平11厚令37第147条第2項〉	
	(3) 指定短期入所療養介護事業所の管理者は、短期入所療養介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ているか。	適・否	平24条例95第195条第3項 〈平11厚令37第147条第3項〉	
	(4) 指定短期入所療養介護事業所の管理者は、短期入所療養介護計画を作成した際には、当該短期入所療養介護計画を利用者に交付しているか。	適・否	平24条例95第195条第4項 〈平11厚令37第147条第4項〉	
	(5) 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準第13条第12号において、「介護支援専門員は、居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等に対して、指定居宅サービス等基準において位置付けられている計画の提出を求めるものとする」と規定していることを踏まえ、居宅サービス計画に基づきサービスを提供している指定短期入所療養介護事業者は、当該居宅サービス計画を作成している指定居宅介護支援事業者から短期入所療養介護計画の提供の求めがあった際には、当該短期入所療養介護計画を提供することに協力するよう努めているか。	適・否	平11老企25第3の九の2(2) の④(準用第3の一の3(13) の⑥)	・短期入所療養介護計画の提供記録
16 診療の方針	医師の診療の方針は、次に掲げるところによるものとしているか。 ① 診療は、一般に医師として診療の必要性があると認められる疾病又は負傷に対して、的確な診断を基とし、療養上妥当適切に行っているか。 ② 診療に当たっては、常に医学の立場を堅持して、利用者の心身の状況を観察し、要介護者の心理が健康に及ぼす影響を十分配慮して、心理的な効果をもあげることができるよう適切な指導を行っているか。 ③ 常に利用者の病状及び心身の状況並びに日常生活及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な指導を行っているか。 ④ 検査、投薬、注射、処置等は、利用者の病状に照らして妥当適切に行っているか。 ⑤ 特殊な療法又は新しい療法等については、別に厚生労働大臣が定めるもののほか行っていないか。 ⑥ 別に厚生労働大臣が定める医薬品以外の医薬品を利用者に施用し、又は処方していないか。 ⑦ 入院患者の病状の急変等により、自ら必要な医療を提供することが困難であると認めるときは他の医師の対診を求める等診療について適切な措置を講じているか。	適・否 適・否 適・否 適・否 適・否 適・否 適・否	平24条例95第196条 〈平11厚令37第148条〉	・診療録 ・利用者に関する記録 ・検査記録、処方箋

点検項目	点検事項	点検結果	根拠法令	点検書類等
17 機能訓練	指定短期入所療養介護事業者は、利用者の心身の諸機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるため、必要な理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行っているか。	適・否	平24条例95第197条 〈平11厚令37第149条〉	<ul style="list-style-type: none"> ・訓練に関する記録 ・診療録 ・リハビリテーション計画
18 看護及び医学的管理の下における介護	(1) 看護及び医学的管理の下における介護は、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、利用者の病状及び心身の状況に応じ、適切な技術をもって行われているか。	適・否	平24条例95第198条第1項 〈平11厚令37第150条第1項〉	<ul style="list-style-type: none"> ・診療録 ・看護及び介護の記録 ・入浴に関する記録 ・施設に出入りした者の記録
	(2) 指定短期入所療養介護事業者は、1週間に2回以上、適切な方法により、利用者を入浴させ、又は清しきしているか。	適・否	平24条例95第198条第2項 〈平11厚令37第150条第2項〉	
	(3) 指定短期入所療養介護事業者は、利用者の病状及び心身の状況に応じ、適切な方法により、排せつの自立について必要な援助を行っているか。	適・否	平24条例95第198条第3項 〈平11厚令37第150条第3項〉	
	(4) 指定短期入所療養介護事業者は、おむつを使用せざるを得ない利用者のおむつを適切に取り替えているか。	適・否	平24条例95第198条第4項 〈平11厚令37第150条第4項〉	
	(5) 指定短期入所療養介護事業者は、上記(1)～(4)に定めるほか、利用者に対し、離床、着替え、整容その他日常生活上の世話を適切に行っているか。	適・否	平24条例95第198条第5項 〈平11厚令37第150条第5項〉	
	(6) 指定短期入所療養介護事業者は、その利用者に対して、利用者の負担により、当該指定短期入所療養介護事業者の従業者以外の者による看護及び介護を受けさせていないか。	適・否	平24条例95第198条第6項 〈平11厚令37第150条第6項〉	

点検項目	点検事項	点検結果	根拠法令	点検書類等
19 食事の提供	(1) 指定短期入所療養介護事業者は、栄養並びに利用者の身体の状況、病状及び嗜好を考慮した食事を、適切な時間に提供しているか。 また、利用者の自立の支援に配慮し、できるだけ離床して食堂で行われるよう努めているか。	適・否	平24条例95第199条 〈平11厚令37第151条〉	<ul style="list-style-type: none"> ・ 献立表 ・ 嗜好に関する調査記録 ・ 配膳に関する記録 ・ 看護及び介護の記録 ・ 業者委託の場合契約書 ・ 調理に関する記録又は日誌 ・ 検食に関する記録 ・ 食品衛生自主点検 ・ 保健所の指導に関する記録
	(2) 調理は、あらかじめ作成された献立に従って行うとともに、その実施状況を明らかにしているか。	適・否	平11老企25第3の九の2(7)の②	
	(3) 食事時間は適切なものとし、夕食時間は午後6時以降とすることが望ましいが、早くても午後5時以降としているか。	適・否	平11老企25第3の九の2(7)の③	
	(4) 食事の提供に関する業務は指定短期入所療養介護事業者自らが行うことが望ましいが、当該事業者の最終的責任の下で第三者に委託している場合は、栄養管理、調理管理、材料管理、施設等管理、業務管理、衛生管理、労働衛生管理について、事業者自らが行うなど、当該事業所の管理者が業務遂行上必要な注意を果たしうるような体制と契約内容になっているか。	適・否	平11老企25第3の九の2(7)の④	
	(5) 食事提供については、利用者の嚥下や咀嚼の状況、食欲など心身の状態等を当該利用者の食事に的確に反映させるために、療養室等関係部門と食事関係部門との連携が十分とられているか。	適・否	平11老企25第3の九の2(7)の⑤	
	(6) 利用者に対しては適切な栄養食事相談を行っているか。	適・否	平11老企25第3の九の2(7)の⑥	
	(7) 食事内容については、当該事業者の医師又は栄養士を含む会議において検討が加えられているか。	適・否	平11老企25第3の九の2(7)の⑦	

点検項目	点検事項	点検結果	根拠法令	点検書類等
20 その他のサービスの提供	(1) 指定短期入所療養介護事業者は、適宜利用者のためのレクリエーション行事を行うよう努めているか。	適・否	平24条例95第200条第1項 〈平11厚令37第152条第1項〉	<ul style="list-style-type: none"> ・事業計画（報告）書等 ・年間行事予定表 ・利用者に関する記録 ・家族との連絡記録
	(2) 指定短期入所療養介護事業者は、常に利用者の家族との連携を図るよう努めているか。	適・否	平24条例95第200条第2項 〈平11厚令37第152条第2項〉	
21 利用者に関する市町村への通知	<p>指定短期入所療養介護事業者は、指定短期入所療養介護を受けている利用者が次のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しているか。</p> <p>① 正当な理由なしに指定短期入所療養介護の利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。</p> <p>② 偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。</p>	適・否 該当なし	平24条例95第204条準用（第27条） 〈平11厚令37第155条準用（第26条）〉	・市町村に送付した通知に係る記録
22 管理者の責務	(1) 指定短期入所療養介護事業所の管理者は、指定短期入所療養介護事業所の従業者の管理及び指定短期入所療養介護の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行っているか。	適・否	平24条例95第204条準用（第56条第1項） 〈平11厚令37第155条準用（第52条第1項）〉	<ul style="list-style-type: none"> ・運営規程 ・組織図 ・組織規定 ・職務分担表 ・業務日誌等
	(2) 指定短期入所療養介護事業所の管理者は、当該指定短期入所療養介護事業所の従業者に運営に関する基準を遵守させるために必要な指揮命令を行っているか。	適・否	平24条例95第204条準用（第56条第2項） 〈平11厚令37第155条準用（第52条第2項）〉	
23 運営規程	<p>指定短期入所療養介護事業者は、次に掲げる事業運営についての重要事項に関する規程（運営規程）を定めているか。</p> <p>① 事業の目的及び運営の方針</p> <p>② 従業者の職種、員数及び職務の内容</p> <p>③ 指定短期入所療養介護の内容及び利用料その他の費用の額</p> <p>④ 通常の送迎の実施地域</p> <p>⑤ 施設利用に当たっての留意事項</p> <p>⑥ 非常災害対策</p> <p>⑦ その他運営に関する重要事項</p> <p>なお、⑦の重要事項として、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合に身体的拘束等を行う際の手続きについて定めておくことが望ましい。</p> <p>・①～⑦の内容は適正か。</p>	適・否	平24条例95第201条 〈平11厚令37第153条〉	<ul style="list-style-type: none"> ・運営規程 ・指定申請、変更届写

点検項目	点検事項	点検結果	根拠法令	点検書類等
24 勤務体制の確保等	(1) 指定短期入所療養介護事業者は、利用者に対し適切な指定短期入所療養介護を提供できるよう、指定短期入所療養介護事業所ごとに従業員の勤務の体制を定めているか。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 申し送りに要する時間は十分か。 ・ 夜勤職員の休憩・休息が同時となって、利用者を放置するような時間帯が生じていないか。 	適・否 適・否 適・否	平24条例95第204条準用 (第108条第1項) 〈平11厚令37第155条準用 (第101条第1項)〉	<ul style="list-style-type: none"> ・ 勤務表 ・ 研修受講修了証明書 ・ 研修計画・出張命令 ・ 研修会資料 ・ 勤務時間が確認できる書類 ・ 賃金台帳
	(2) 指定短期入所療養介護事業所ごとに、原則として月ごとの勤務表を作成し、短期入所療養介護従業者の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別等を明確にしているか。	適・否	平11老企25第3の九の2(1)	
	(3) 指定短期入所療養介護事業者は、当該指定短期入所療養介護事業所の従業者によって指定短期入所療養介護を提供しているか。 (ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。) <ul style="list-style-type: none"> ・ 業務委託を行っている場合は、その内容は適切か。(調理、洗濯、清掃、その他) 	適・否 適・否	平24条例95第204条準用 (第108条第2項) 〈平11厚令37第155条準用 (第101条第2項)〉	
	(4) 指定短期入所療養介護事業者は、短期入所療養介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しているか。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 研修機関が実施する研修や事業所内の研修に参加させているか。 	適・否 適・否	平24条例95第204条準用 (第108条第3項) 〈平11厚令37第155条準用 (第101条第3項)〉	

点検項目	点検事項	点検結果	根拠法令	点検書類等
25 定員の遵守	<p>指定短期入所療養介護事業者は、次に掲げる利用者数以上の利用者に対して同時に指定短期入所療養介護を行っていないか。 (ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。)</p> <p>① 介護老人保健施設である指定短期入所療養介護事業所にあつては、利用者を当該介護老人保健施設の入所者とみなした場合において入所定員及び療養室の定員を超えることとなる利用者数</p> <p>② 療養病床を有する病院若しくは診療所又は老人性認知症疾患療養病棟を有する病院である指定短期入所療養介護事業所にあつては、療養病床又は老人性認知症疾患療養病棟に係る病床数及び療養病床又は老人性認知症疾患療養病棟に係る病室の定員を超えることとなる利用者数</p> <p>③ 診療所(②に掲げるものを除く)である指定短期入所療養介護事業所にあつては、指定短期入所療養介護を提供する病床数及び病室の定員を超えることとなる利用者数</p> <p>④ 介護医療院である指定短期入所療養介護事業所にあつては、利用者を当該介護医療院の入所者とみなした場合において入所定員及び療養室の定員を超えることとなる利用者数</p>	適・否	平24条例95第202条 平25道条例第64条 <平11厚令37第154条>	<ul style="list-style-type: none"> ・運営規程 ・利用者数及び入所者数を明らかにする記録等
26 地域等との連携	指定短期入所療養介護の事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めているか。	適・否	平24条例95第204条準用(第166条) <平11厚令37第155条準用(第139条)>	<ul style="list-style-type: none"> ・活動状況報告
27 非常災害対策	(1) 指定短期入所療養介護事業者は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行っているか。	適・否	平24条例95第204条準用(第110条第1項) <平11厚令37第155条準用(第103条)>	<ul style="list-style-type: none"> ・消防計画 ・訓練記録 ・消防計画に準ずる記録
	<p>(2) 指定短期入所療養介護事業者は、前項の規定により非常災害に係る対策を講ずるに当たっては、地域の特性を考慮して、地震災害、津波災害、風水害その他の自然災害に係る対策を含むものとしているか。</p> <p>・「地域の特性等」には、事業所の所在地域(沿岸地域か、山間地域など)、土砂災害等の危険の有無など、立地環境を考慮。</p> <p>※ (1)、(2)別紙により詳細確認</p> <p>なお、「非常災害に関する具体的な計画」とは、消防法施行規則第3条に規定する消防計画(これに準ずる計画を含む)及び風水害、地震等の災害に対処するための計画をいう。この場合、消防計画の策定及びこれに基づく消防業務の実施は、消防法第8条の規定により防火管理者を置くこととされている指定短期入所療養介護事業所にあつてはその者に行わせるものとする。また、防火管理者を置かなくともよいとされている指定短期入所療養介護事業所においても、防火管理について責任者を定め、その者に消防計画に準ずる計画の樹立等の業務を行わせるものとする。</p>	適・否	平24条例95第204条準用(第110条第2項) 平25施運第1189号 準用(平11老企25第3の六の3(6))	<ul style="list-style-type: none"> ・消防署の検査記録
28 衛生管理等	(1) 調理及び配膳に伴う衛生は、食品衛生法等関係法規に準じて行っているか。	適・否		<ul style="list-style-type: none"> ・日常の清掃に関する記録 ・受水槽の清掃記録等 ・給食、配膳に関する記録 ・医薬品等管理簿 ・調剤録
	(2) 指定短期入所療養介護事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療機器の管理を適正に行っているか。	適・否	平24条例95第204条準用(第144条第1項) <平11厚令37第155条準用(第118条第1項)>	
	(3) 指定短期入所療養介護事業者は、当該指定短期入所療養介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないよう必要な措置を講じているか。	適・否	平24条例95第204条準用(第144条第2項) <平11厚令37第155条準用(第118条第2項)>	

点検項目	点検事項	点検結果	根拠法令	点検書類等
	(4) 指定短期入所療養介護事業者は、食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、密接な連携を保っているか。	適・否	準用(平11老企25第3の七の3(4)の①)	・衛生管理に関する記録 ・食中毒防止等の研修記録等
	(5) 空調設備等により施設内の適温の確保に努めているか。	適・否	準用(平11老企25第3の七の3(4)の④)	・保健所の指導の記録 ・現場を確認
29 掲示	<p>指定短期入所療養介護事業者は、指定短期入所療養介護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、短期入所療養介護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 記載事項、文字の大きさ、掲示方法等の確認 ・ 掲示事項の内容は、届け出ている内容や実態と合っているか。 	<p>適・否</p> <p>適・否</p>	平24条例95第204条準用(第34条) 〈平11厚令37第155条準用(第32条)〉	・ 掲示物
30 秘密保持等	<p>(1) 指定短期入所療養介護事業所の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしていないか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 秘密保持のため必要な措置を講じているか(例えば雇用時の取り決め等を行っているか)。 <p>(2) 指定短期入所療養介護事業者は、当該指定短期入所療養介護事業所の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じているか。</p> <p>(3) 指定短期入所療養介護事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 利用者(家族)に適切な説明(利用の目的、配付される範囲等)がなされているか。 ・ 同意内容以外の事項まで情報提供していないか。 	<p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p>	<p>平24条例95第204条準用(第35条第1項) 〈平11厚令37第155条準用(第33条第1項)〉</p> <p>平24条例95第204条準用(第35条第1項) 〈平11厚令37第155条準用(第33条第2項)〉</p> <p>平24条例95第204条準用(第35条第1項) 〈平11厚令37第155条準用(第33条3項)〉</p>	<p>・ 就業時の取り決め等の記録</p> <p>・ 利用者(家族)の同意書</p> <p>・ 情報提供に使用された文書等(会議資料等)</p>

点検項目	点検事項	点検結果	根拠法令	点検書類等
	(4) 個人情報保護方針や個人情報保護規程の整備など、個人情報保護に関する措置を講じているか。	適・否	個人情報の適切な取扱のためのガイドライン	
31 居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止	指定短期入所療養介護事業者は、居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していないか。	適・否	平24条例95第204条準用(第37条) 〈平11厚令37第155条準用(第35条)〉	
32 苦情処理	(1) 指定短期入所療養介護事業者は、提供した指定短期入所療養介護に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じているか。 具体的には、相談窓口、苦情処理の体制及び手順等当該事業所における苦情を処理するために講ずる措置の概要について明らかにし、利用申込者又はその家族にサービス内容を説明する文書に苦情に対する措置の概要についても併せて記載するとともに、事業所に掲示すること等を行っているか。 ・ 苦情に対して速やかに対応しているか。また、利用者に対する説明など適切か。	適・否	平24条例95第204条準用(第38条第1項) 〈平11厚令37第155条準用(第36条第1項)〉 準用(平11老企25第3の1の3(23)の①)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 運営規程 ・ 掲示物 ・ 苦情に関する記録 ・ 指導等に関する記録
	(2) 指定短期入所療養介護事業者は、(1)の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しているか。	適・否	平24条例95第204条準用(第38条第2項) 〈平11厚令37第155条準用(第36条第2項)〉	
	(3) 指定短期入所療養介護事業者は、苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組を自ら行っているか。	適・否	準用(平11老企25第3の1の3(23)の②)	
	(4) 指定短期入所療養介護事業者は、提供した指定短期入所療養介護に関し、法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じているか。 また、利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。	適・否 該当なし	平24条例95第204条準用(第38条第3項) 〈平11厚令37第155条準用(第36条第3項)〉	
	(5) 指定短期入所療養介護事業者は、市町村からの求めがあった場合には、(4)の改善の内容を市町村に報告しているか。	適・否 該当なし	平24条例95第204条準用(第38条第4項) 〈平11厚令37第155条準用(第36条第4項)〉	

点検項目	点検事項	点検結果	根拠法令	点検書類等
	(6) 指定短期入所療養介護事業者は、提供した指定短期入所療養介護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う法第176条第1項第2号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。	適・否 該当なし	平24条例95第204条準用 (第平11厚令37第155条準用 (第36条第5項))	
	(7) 指定短期入所療養介護事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、(6)の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しているか。	適・否 該当なし	平24条例95第204条準用 (第平11厚令37第155条準用 (第36条第6項))	
33 地域との連携	指定短期入所療養介護事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定短期入所療養介護に関する利用者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めているか。	適・否	平24条例95第204条準用 (第39条) 〈平11厚令37第155条準用 (第36条の2)〉	・苦情に関する記録
34 事故発生時の対応	(1) 指定短期入所療養介護事業者は、利用者に対する指定短期入所療養介護の提供により事故が発生した場合は市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じているか。	適・否	平24条例95第204条準用 (第40条第1項) 〈平11厚令37第155条準用 (第37条第1項)〉	・事故対応マニュアル類 ・事故に関する記録
	(2) 指定短期入所療養介護事業者は、(1)の事故が利用者の死亡その他重大な事故であるときは、速やかに道に報告をしているか。 ※ 重大な事故とは、利用者の死亡事故、虐待（不適切処遇（疑）含む）、失踪・行方不明（捜索願を出したもの）、火災事故、不法行為等をいい、サービス提供中の事故については、送迎・通院等を含み、事業者の過失の有無を問わない。	適・否	平24条例95第204条準用 (第40条第2項) 平25施運第1189号	
	(3) 指定短期入所療養介護事業者は、(1)及び(2)の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しているか。	適・否	平24条例95第204条準用 (第40条第3項) 〈平11厚令37第155条準用 (第37条第2項)〉	
	(4) 指定短期入所療養介護事業者は、利用者に対する指定短期入所療養介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っているか。	適・否	平24条例95第204条準用 (第40条第4項) 〈平11厚令37第155条準用 (第37条第3項)〉	
	(5) 指定短期入所療養介護事業者は、事故が生じた際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じているか。	適・否	準用(平11老企25第3の の3(24)の③)	

点検項目	点検事項	点検結果	根拠法令	点検書類等
35 会計の区分	(1) 指定短期入所療養介護事業者は、指定短期入所療養介護事業ごとに経理を区分するとともに、指定短期入所療養介護の事業の会計とその他の事業の会計を区分しているか。	適・否	平24条例95第204条準用 (第41条) 〈平11厚令37第155条準用 (第38条)〉	・会計関係書類
	(2) 具体的な会計処理の方法については、別に通知された「介護保険の給付対象事業における会計の区分について」を参考として適切に行われているか。	適・否	平13老振18	
36 記録の整備	(1) 指定短期入所療養介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しているか。	適・否	平24条例95第203条第1項 〈平11厚令37第154条の2 第1項〉	<ul style="list-style-type: none"> ・従業者名簿 ・設備・備品台帳 ・会計関係書類 ・短期入所療養介護計画書 ・サービス提供証明書 ・診療録 ・市町村への通知に係る記録
	(2) 指定短期入所療養介護事業者は、利用者に対する指定短期入所療養介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日（利用者へのサービス提供が終了した日）から2年間保存しているか。 ① 短期入所療養介護計画 ② 条例第20条第2項の規定を準用する提供した具体的なサービスの内容等の記録 ③ 条例第194条第5項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録 ④ 条例第27条の規定を準用する市町村への通知に係る記録 ⑤ 条例第38条第2項の規定を準用する苦情の内容等の記録 ⑥ 条例第40条第3項の規定を準用する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 （条例第27条に規定する市町村へ通知する場合：利用者が正当な理由なしに指定短期入所療養介護の利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき、偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。）	適・否	平24条例95第203条第2項 〈平11厚令37第154条の2 第2項〉	

点検項目	点検事項	点検結果	根拠法令	点検書類等
第5 ユニット型指定短期入所療養介護の事業の基本方針並びに設備及び運営に関する基準	第1、第3及び第4の規定にかかわらず、ユニット型指定短期入所療養介護の事業（指定短期入所療養介護の事業であって、その全部において少数の療養室等及び当該療養室等に近接して設けられる共同生活室（当該療養室等の利用者が交流し、共同で日常生活を営むための場所をいう。）により一体的に構成される場所（ユニット）ごとに利用者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われるものをいう。）の基本方針並びに設備及び運営に関する基準については、第5の規準に定めるところとなっているか。		法第73条第1項 法第74条第2項 平24条例95第205条 〈平11厚令37第155条の2〉	
1 基本方針	ユニット型指定短期入所療養介護の事業は、利用者一人一人の意思及び人格を尊重し、利用前の居宅における生活と利用中の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことにより、各ユニットにおいて利用者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援することにより、利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとなっているか。	適・否	平24条例95第206条 〈平11厚令37第155条の3〉	・概況説明 ・定款・寄付行為等 ・運営規程 ・パンフレット等
2 設備に関する基準	法に規定する介護老人保健施設として必要とされる施設及び設備（ユニット型介護老人保健施設に関するものに限る。）を有しているか。	適・否	平24条例95第207条第1項 第1号 〈平11厚令37第155条の4 第1項第1号〉	・平面図 ・運営規程 ・設備・備品台帳 ・指定申請（写） ・変更届（写）
(1) 介護老人保健施設である場合				
(2) 指定介護療養型医療施設である場合	旧法に規定する指定介護療養型医療施設として必要とされる設備（ユニット型指定介護療養型医療施設に関するものに限る。）を有しているか。	適・否	平24条例95第207条第1項 第2号 〈平11厚令37第155条の4 第1項第2号〉	・都道府県知事への届出（写）
(3) 療養病床を有する病院である場合	旧法に規定する指定介護療養型医療施設として必要とされる設備（ユニット型指定介護療養型医療施設（療養病床を有する病院に限る。）に関するものに限る。）を有しているか。	適・否	平24条例95第207条第1項 第3号 〈平11厚令37第155条の4 第1項第3号〉	
(4) 療養病床を有する診療所である場合	法に規定する指定介護療養型医療施設として必要とされる設備（ユニット型指定介護療養型医療施設（療養病床を有する診療所に限る。）に関するものに限る。）を有しているか。	適・否	平24条例95第207条第1項 第4号 〈平11厚令37第155条の4 第1項第4号〉	
(5) 介護医療院である場合	法に規定する介護医療院として必要とされる設備（ユニット型介護医療院に関するものに限る。）を有しているか。	適・否	平24条例95第207条第1項 第5号 〈平11厚令37第155条の4 第1項第5号〉	
(6) その他	ユニット型指定短期入所療養介護事業者がユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者の指定を併せて受け、かつ、ユニット型指定短期入所療養介護の事業とユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、設備基準を満たしているものとみなして差し支えない。		平25道規則27第66条 〈平11厚令37第155条の4 第2項〉	

点検項目	点検事項	点検結果	根拠法令	点検書類等
3 運営に関する基準 (1) 内容及び手続の説明及び同意	<p>ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、指定短期入所療養介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、短期入所療養介護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、サービスの内容及び利用期間等について利用申込者の同意を得ているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> 重要事項を記した文書に不適切な事項がないか。 利用申込者の同意はどのように得ているか。 	<p>適・否</p> <p>適・否</p>	<p>法第74条第2項 平24条例95第216条準用（第152条） 〈平11厚令37第155条の12準用（第125条）〉</p>	<ul style="list-style-type: none"> 運営規程 説明文書 利用申込書（契約書等） 同意に関する記録
(2) 対象者	<p>ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、利用者の心身の状況若しくは病状により、若しくはその家族の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由により、又は利用者の家族の身体的及び精神的な負担の軽減等を図るために、一時的に入所して看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療等を受ける必要がある者を対象に、介護老人保健施設若しくは介護医療院の療養室、病院の療養病床に係る病室、診療所の指定短期入所療養介護を提供する病室又は病院の老人性認知症患者療養病棟において指定短期入所療養介護を提供しているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> 利用対象に適した者であるかの判断はどのように行っているか。 	<p>適・否</p>	<p>平24条例95第216条準用（第192条） 〈平11厚令37第155条の12準用（第144条）〉</p>	<ul style="list-style-type: none"> 利用者に関する記録（診療情報提供書）
(3) 指定短期入所療養介護の開始及び終了	<p>ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携により、指定短期入所療養介護の提供の開始前から終了後に至るまで利用者が継続的に保健医療サービス又は福祉サービスを利用できるよう必要な援助に努めているか。</p>	<p>適・否</p>	<p>平24条例95第216条準用（第153条第2項） 〈平11厚令37第155条の12準用（第126条第2項）〉</p>	<ul style="list-style-type: none"> 情報提供票 短期入所療養介護計画書
(4) 提供拒否の禁止	<p>ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、正当な理由なく指定短期入所療養介護の提供を拒んでないか。 特に、要介護度や所得の多寡を理由にサービスの提供を拒否していないか。</p> <p>提供を拒むことのできる正当な理由とは</p> <ol style="list-style-type: none"> 当該事業所の現員では対応しきれない。 利用申込者の居住地が当該事業所の通常の事業の実施地域外である。 適切なサービスを提供することが困難である。 	<p>適・否</p>	<p>平24条例95第216条準用（第10条） 〈平11厚令37第155条の12準用（第9条）〉</p> <p>準用（平11老企25第3の一の3(2)）</p>	<ul style="list-style-type: none"> 利用申込書 利用申込受付簿 要介護度の分布がわかる資料

点検項目	点検事項	点検結果	根拠法令	点検書類等
(5) サービス提供 困難時の対応	<p>ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、当該指定短期入所療養介護事業所の通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定短期入所療養介護を提供することが困難であると認められた場合は、当該利用申込者に係る居宅介護支援事業者への連絡、適当な他の指定短期入所療養介護事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> 利用申込者に対する他の事業者への紹介方法はどのように行っているか。 	適・否	平24条例95第216条準用 (第11条) 〈平11厚令37第155条の1 2準用(第10条)〉	・連絡、紹介等の記録
(6) 受給資格等の 確認	(1) ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、指定短期入所療養介護の提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめているか。	適・否	平24条例95第216条準用 (第12条第1項) 〈平11厚令37第155条の1 2準用(第11条第1項)〉	・利用者に関する記録 ・居宅サービス計画書(1)(2) ・短期入所療養介護計画書
	(2) ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、被保険者証に、認定審査会意見が記載されている時は、当該認定審査会意見に配慮して、指定短期入所療養介護を提供するように努めているか。	適・否	平24条例95第216条準用 (第12条第2項) 〈平11厚令37第155条の1 2準用(第11条第2項)〉	
(7) 要介護認定の 申請に係る援助	(1) ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、指定短期入所療養介護の提供の開始に際し、要介護認定を受けていない利用申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行っているか。	適・否	平24条例95第216条準用 (第13条第1項) 〈平11厚令37第155条の1 2準用(第12条第1項)〉	・利用者に関する記録
	<ul style="list-style-type: none"> 必要な援助とは <ul style="list-style-type: none"> ① 要介護認定を受けていないことを確認した場合には、既に申請が行われているかどうかを確認する。 ② 利用申込者の意思を踏まえ申請を促す。 			
	(2) ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、居宅介護支援(これに相当するサービスを含む。)が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する30日前にはなされるよう、必要な援助を行っているか。	適・否	平24条例95第216条準用 (第13条第2項) 〈平11厚令37第155条の1 2準用(第12条第2項)〉	

点検項目	点検事項	点検結果	根拠法令	点検書類等
(8) 心身の状況等の把握	<p>ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、指定短期入所療養介護の提供に当たっては、利用者に係る居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めているか。</p> <p>・ 利用者の状況把握の方法は、サービス担当者会議、本人・家族との面談、主治医からの情報等どのように行っているか。</p>	適・否	平24条例95第216条準用（第14条） 〈平11厚令37第155条の12準用（第13条）〉	・ 利用者に関する記録 （サービス担当者会議の要点）
(9) 法定代理受領サービスの提供を受けるための援助	<p>ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、指定短期入所療養介護の提供の開始に際し、利用申込者が介護保険法施行規則第64条各号のいずれにも該当しないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、居宅サービス計画の作成を居宅介護支援事業者に依頼する旨を市町村に対して届け出ること等により、指定短期入所療養介護の提供を法定代理受領サービスとして受けることができる旨を説明すること、居宅介護支援事業者に関する情報を提供することその他の法定代理受領サービスを行うために必要な援助を行っているか。</p> <p>「施行規則第64条第一号イ又はロに該当する利用者」とは、 ① 居宅介護支援事業者に居宅サービス計画の作成を依頼することをあらかじめ市町村に届け出る。 ② その居宅サービス計画に基づく指定居宅サービスを受ける利用者をいう。</p>	適・否	平24条例95第216条準用（第16条） 〈平11厚令37第155条の12準用（第15条）〉	・ 利用者の届出書 ・ 居宅サービス計画書(1)(2)
(10) 居宅サービス計画に沿ったサービスの提供	<p>ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画に沿った指定短期入所療養介護を提供しているか。</p>	適・否	平24条例95第216条準用（第17条） 〈平11厚令37第155条の12準用（第16条）〉	・ 居宅サービス計画書(1)(2) ・ 週間サービス計画表 ・ サービス提供票 ・ 短期入所療養介護計画書

点検項目	点検事項	点検結果	根拠法令	点検書類等
(11) サービスの提供の記録	(1) ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、指定短期入所療養介護を提供した際には、当該指定短期入所療養介護の提供日及び内容、当該指定短期入所療養介護について法第41条第6項の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額その他必要な事項を、利用者の居宅サービス計画を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載しているか。	適・否	平24条例95第216条準用（第20条第1項） 〈平11厚令37第155条の12準用（第19条第1項）〉	・居宅サービス計画書 ・サービス提供票、別表 ・介護等に関する記録
	(2) ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、指定短期入所療養介護を提供した際には、提供した具体的なサービス内容等を記録するとともに、利用者からの申し出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しているか。	適・否	平24条例95第216条準用（第20条第2項） 〈平11厚令37第155条の12準用（第19条第2項）〉	・診療録 ・サービス提供の記録
(12) 利用料等の受領	(1) ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定短期入所療養介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定短期入所療養介護に係る居宅介護サービス費用基準額から当該ユニット型指定短期入所療養介護事業者に支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けているか。	適・否 該当なし	平24条例95第208条第1項 〈平11厚令37第155条の5第1項〉	・サービス提供票、別表 ・領収証控 ・運営規程（利用料その他の費用、実施区域の確認）
	(2) ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定短期入所療養介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定短期入所療養介護に係る居宅介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしているか。	適・否 該当なし	平24条例95第208条第2項 〈平11厚令37第155条の5第2項〉	・サービス提供証明書控 ・説明文書
	(3) ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、上記(1)及び(2)の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額以外の支払を利用者から受けていないか ① 食事の提供に要する費用 （法第51条の3第1項の規定により特定入所者介護サービス費が利用者に支給された場合は、同条第2項第1号に規定する食費の基準費用額（同条第4項の規定により当該特定入所者介護サービス費が利用者に代わり当該ユニット型指定短期入所療養介護事業者に支払われた場合は、同条第2項第1号に規定する食費の負担限度額）を限度とする。） ② 滞在に要する費用 （法第51条の3第1項の規定により特定入所者介護サービス費が利用者に支給された場合は、同条第2項第2号に規定する居住費の基準費用額（同条第4項の規定により当該特定入所者介護サービス費が利用者に代わり当該ユニット型指定短期入所療養介護事業者に支払われた場合は、同条第2項第2号に規定する居住費の負担限度額）を限度とする。） ③ 厚生労働大臣の定める基準に基づき利用者が選定する特別な療養室等の提供を行ったことに伴い必要となる費用 ④ 厚生労働大臣の定める基準に基づき利用者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用 ⑤ 送迎に要する費用（厚生労働大臣が別に定める場合を除く。） ⑥ 理美容代	適・否	平24条例95第208条第3項 平25道規則27第67条第1項 〈平11厚令37第155条の5第3項〉	・同意に関する文書

点検項目	点検事項	点検結果	根拠法令	点検書類等
	<p>⑦ ①～⑥に掲げるもののほか、指定短期入所療養介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるもの</p> <p>なお、上記①から④までに掲げる費用については、「居住、滞在及び宿泊並びに食事の提供に係る利用料等に関する指針（平成17年厚生労働省告示第419号）」及び「厚生労働大臣の定める利用者等が選定する特別な居室等の提供に係る基準等（平成12年厚生省告示第123号）」の定めるところによるものとしているか。</p>	適・否	平25道規則27第67条第2項 〈平11厚令37第155条の5第4項〉	
	<p>(4) ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、(3)の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用を記した文書を交付して説明を行い、利用者の同意を得ているか。 また、(3)①から④までに掲げる費用に係る同意は、文書により得ているか。</p>	適・否	平24条例95第208条第4項 平25道規則27第67条第3項 〈平11厚令37第155条の5第5項〉	
	<p>(5) ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、指定短期入所療養介護その他のサービスの提供に要した費用につき、その支払を受ける際、当該支払をした要介護被保険者に対し、厚生省令（施行規則第65条）で定めるところにより、領収書を交付しているか。</p>	適・否	法第41条第8項	
	<p>(6) ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、法第41条第8項の規定により交付しなければならない領収書に指定短期入所療養介護について要介護被保険者から支払を受けた費用の額のうち、同条第4項第2号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定短期入所療養介護に要した費用の額を超えるときは、当該現に指定短期入所療養介護に要した費用の額とする。）、食事の提供に要した費用の額及び滞在に要した費用の額に係るもの並びにその他の費用の額を区分して記載し、当該その他の費用の額についてはそれぞれ個別の費用ごとに区分して記載しているか。</p>	適・否	施行規則第65条	
(13) 保険給付の請求のための証明書の交付	<p>ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定短期入所療養介護に係る利用料の支払を受けた場合は、提供した指定短期入所療養介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付しているか。</p>	適・否	平24条例95第216条準用（第22条） 〈平11厚令37第155条の12準用（第21条）〉	・ サービス提供証明書（控）
(14) 指定短期入所療養介護の取扱方針	<p>(1) 指定短期入所療養介護は、利用者が、その有する能力に応じて、自らの生活様式及び生活習慣に沿って自律的な日常生活を営むことができるようにするため、利用者の日常生活上の活動について必要な援助を行うことにより、利用者の日常生活を支援するものとして行っているか。</p>	適・否	平24条例95第209条第1項 〈平11厚令37第155条の6第1項〉	・ 利用者に関する記録 ・ 診療録 ・ 短期入所療養介護計画書
	<p>(2) 指定短期入所療養介護は、各ユニットにおいて利用者がそれぞれの役割を持って生活を営むことができるよう配慮して行っているか。</p>	適・否	平24条例95第209条第2項 〈平11厚令37第155条の6第2項〉	・ 説明に使用した文書 ・ 処遇に関する日誌

点検項目	点検事項	点検結果	根拠法令	点検書類等
	(3) 指定短期入所療養介護は、利用者のプライバシーの確保に配慮して行っているか。	適・否	平24条例95第209条第3項 〈平11厚令37第155条の6第3項〉	<ul style="list-style-type: none"> ・身体拘束に関する記録 ・評価を実施した記録
	(4) 指定短期入所療養介護は、利用者の自立した生活を支援することを基本として、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その者の心身の状況等を常に把握しながら、適切に行っているか。	適・否	平24条例95第209条第4項 〈平11厚令37第155条の6第4項〉	
	(5) ユニット型指定短期入所療養介護事業所の従業者は、指定短期入所療養介護の提供に当たって、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行っているか。	適・否	平24条例95第209条第5項 〈平11厚令37第155条の6第5項〉	
	(6) ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、指定短期入所療養介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行っていないか。	適・否	平24条例95第209条第6項 〈平11厚令37第155条の6第6項〉	
	(7) ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、(6)の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しているか。	適・否	平24条例95第208条第7項 〈平11厚令37第155条の6第7項〉	
	(8) ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、自らその提供する指定短期入所療養介護の質の評価を行い、常にその改善を図っているか。	適・否	平24条例95第208条第8項 〈平11厚令37第155条の6第8項〉	
(15) 短期入所療養介護計画の作成	(1) ユニット型指定短期入所療養介護事業所の管理者は、相当期間以上にわたり継続して入所することが予定される利用者については、利用者の心身の状況、病状、希望及びその置かれている環境並びに医師の診療の方針に基づき、指定短期入所療養介護の提供の開始前から終了後に至るまでの利用者が利用するサービスの継続性に配慮して、他の短期入所療養介護従業者と協議の上、サービスの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した短期入所療養介護計画を作成しているか。	適・否	平24条例95第216条準用（第195条第1項） 〈平11厚令37第155条の12準用（第147条第1項）〉	<ul style="list-style-type: none"> ・短期入所療養介護計画書 ・居宅サービス計画書
	(2) 短期入所療養介護計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成しているか。	適・否	平24条例95第216条準用（第195条第2項） 〈平11厚令37第155条の12準用（第147条第2項）〉	
	(3) ユニット型指定短期入所療養介護事業所の管理者は、短期入所療養介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ているか。	適・否	平24条例95第216条準用（第195条第3項） 〈平11厚令37第155条の12準用（第147条第3項）〉	
	(4) ユニット型指定短期入所療養介護事業所の管理者は、短期入所療養介護計画を作成した際には、当該短期入所療養介護計画を利用者に交付しているか。	適・否	平24条例95第216条準用（第195条第4項） 〈平11厚令37第155条の12準用（第147条第4項）〉	

点検項目	点検事項	点検結果	根拠法令	点検書類等
	(5) 北海道指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例第16条第12号において、「介護支援専門員は、居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等に対して、訪問介護計画その他の北海道指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例において位置付けられている計画の提出を求めるものとする」と規定していることを踏まえ、居宅サービス計画に基づきサービスを提供している指定短期入所療養介護事業者は、当該居宅サービス計画を作成している指定居宅介護支援事業者から短期入所療養介護計画の提供の求めがあった際には、当該短期入所療養介護計画を提供することに協力するよう努めているか。	適・否	平11老企25第3の九の3 (11) (準用第3の九の2 (3))	・短期入所療養介護 計画の提供記録
(16) 診療の方針	医師の診療の方針は、次に掲げるところによるものとしているか。 ① 診療は、一般に医師として診療の必要性があると認められる疾病又は負傷に対して、的確な診断を基とし、療養上妥当適切に行っているか。 ② 診療に当たっては、常に医学の立場を堅持して、利用者の心身の状況を観察し、要介護者の心理が健康に及ぼす影響を十分配慮して、心理的な効果をもあげることができるよう適切な指導を行っているか。 ③ 常に利用者の病状及び心身の状況並びに日常生活及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な指導を行っているか。 ④ 検査、投薬、注射、処置等は、利用者の病状に照らして妥当適切に行っているか。 ⑤ 特殊な療法又は新しい療法等については、別に厚生労働大臣が定めるもののほか行っていないか。 ⑥ 別に厚生労働大臣が定める医薬品以外の医薬品を利用者に施用し、又は処方していないか。 ⑦ 入院患者の病状の急変等により、自ら必要な医療を提供することが困難であると認めるときは他の医師の対診を求める等診療について適切な措置を講じているか。	適・否 適・否 適・否 適・否 適・否	平24条例95第216条準用 (第196条) 〈平11厚令37第155条の1 2準用(第148条)〉	・診療録 ・利用者に関する記 録 ・検査記録、処方箋
(17) 機能訓練	ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、利用者の心身の諸機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるため、必要な理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行っているか。	適・否	平24条例95第216条準用 (第197条) 〈平11厚令37第155条の1 2準用(第149条)〉	・訓練に関する記録 ・診療録 ・リハビリテーショ ン計画
(18) 看護及び医学的管理の下における介護	(1) 看護及び医学的管理の下における介護は、各ユニットにおいて利用者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援するよう、利用者の病状及び心身の状況等に応じ、適切な技術をもって行われているか。 (2) ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、利用者の日常生活における家事を、利用者が、その病状及び心身の状況等に応じて、それぞれの役割を持って行うよう適切に支援しているか。 (3) ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、利用者が身体の清潔を維持し、精神的に快適な生活を営むことができるよう、適切な方法により、利用者に入浴の機会を提供しているか。 (ただし、やむを得ない場合には、清しきを行うことをもって入浴の機会の提供に代えて差し支えない。) (4) ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、利用者の病状及び心身の状況に応じて、適切な方法により、排せつの自立について必要な支援を行っているか。 (5) ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、おむつを使用せざるを得ない利用者については、排せつの自立を図りつつ、そのおむつを適切に取り替えているか。	適・否 適・否 適・否 適・否	平24条例95第210条第1項 〈平11厚令37第155条の7 第1項〉 平24条例95第210条第2項 〈平11厚令37第155条の7 第2項〉 平24条例95第210条第3項 〈平11厚令37第155条の7 第3項〉 平24条例95第210条第4項 〈平11厚令37第155条の7第4項〉 平24条例95第210条第5項 〈平11厚令37第155条の7第5項〉	・診療録 ・看護及び介護の記 録 ・入浴に関する記録 ・施設に出入りした 者の記録

点検項目	点検事項	点検結果	根拠法令	点検書類等
	(6) ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、前各項に定めるほか、利用者が行う離床、着替え、整容等の日常生活上の行為を適切に支援しているか。	適・否	平24条例95第210条第6項 〈平11厚令37第155条の7第6項〉	
	(7) ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、その利用者に対して、利用者の負担により、当該ユニット型指定短期入所療養介護事業所の従業者以外の者による看護及び介護を受けさせていないか。	適・否	平24条例95第210条第7項 〈平11厚令37第155条の7第7項〉	
(19) 食事	(1) ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、栄養並びに利用者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を提供しているか。	適・否	平24条例95第211条第1項 〈平11厚令37第155条の8第1項〉	<ul style="list-style-type: none"> ・ 献立表 ・ 嗜好に関する調査記録 ・ 配膳に関する記録 ・ 看護及び介護の記録 ・ 業者委託の場合、契約書 ・ 調理に関する記録又は日誌 ・ 検食に関する記録 ・ 食品衛生自主点検に関する記録 ・ 保健所の指導に関する記録
	(2) ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、利用者の心身の状況に応じて、適切な方法により、食事の自立について必要な支援を行っているか。	適・否	平24条例95第211条第2項 〈平11厚令37第155条の8第2項〉	
	(3) ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、利用者の生活習慣を尊重した適切な時間に食事を提供するとともに、利用者がその心身の状況に応じてできる限り自立して食事を摂ることができるよう必要な時間を確保しているか。	適・否	平24条例95第211条第3項 〈平11厚令37第155条の8第3項〉	
	(4) ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、利用者が相互に社会的関係を築くことができるよう、その意思を尊重しつつ、利用者が共同生活室で食事を摂ることを支援しているか。	適・否	平24条例95第211条第4項 〈平11厚令37第155条の8第4項〉	
(20) その他のサービスの提供	(1) ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、利用者の嗜好に応じた趣味、教養又は娯楽に係る活動の機会を提供するとともに、利用者が自律的に行うこれらの活動を支援しているか。	適・否	平24条例95第212条第1項 〈平11厚令37第155条の9第1項〉	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業計画（報告）書等 ・ 年間行事予定表 ・ 利用者に関する記録 ・ 家族との連絡記録
	(2) ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、常に利用者の家族との連携を図るよう努めているか。	適・否	平24条例95第212条第2項 〈平11厚令37第155条の9第2項〉	
(21) 利用者に関する市町村への通知	<p>ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、指定短期入所療養介護を受けている利用者が次のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しているか。</p> <p>① 正当な理由なしに指定短期入所療養介護の利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。</p> <p>② 偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。</p>	適・否 該当なし	平24条例95第216条準用（第27条） 〈平11厚令37第155条の12準用（第26条）〉	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市町村に送付した通知に係る記録
(22) 管理者の責務	(1) ユニット型指定短期入所療養介護事業所の管理者は、指定短期入所療養介護事業所の従業者の管理及び指定短期入所療養介護の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行っているか。	適・否	平24条例95第216条準用（第56条第1項） 〈平11厚令37第155条の12準用（第52条第1項）〉	<ul style="list-style-type: none"> ・ 運営規程 ・ 組織図 ・ 組織規定 ・ 職務分担表

点検項目	点検事項	点検結果	根拠法令	点検書類等
	(2) ユニット型指定短期入所療養介護事業所の管理者は、当該指定短期入所療養介護事業所の従業者に運営に関する基準を遵守させるために必要な指揮命令を行っているか。	適・否	平24条例95第216条準用 (第56条第2項) 〈平11厚令37第155条の1 2準用(第52条第2項)〉	
(23) 運営規程	<p>ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程(運営規程)を定めているか。</p> <p>① 事業の目的及び運営の方針 ② 従業者の職種、員数及び職務の内容 ③ 指定短期入所療養介護の内容及び利用料その他の費用の額 ④ 通常の送迎の実施地域 ⑤ 施設利用に当たっての留意事項 ⑥ 非常災害対策 ⑦ その他運営に関する重要事項</p>	適・否	平24条例95第213条 〈平11厚令37第155条の1 0〉	<ul style="list-style-type: none"> ・運営規程 ・指定申請、変更届写
(24) 勤務体制の確保等	(1) ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、利用者に対し適切なユニット型指定短期入所療養介護を提供できるよう、ユニット型指定短期入所療養介護事業所ごとに従業者の勤務の体制を定めているか。	適・否	平24条例95第214条第1項 〈平11厚令37第155条の1 0の2第1項〉	<ul style="list-style-type: none"> ・勤務表 ・研修受講修了証明書 ・研修計画・出張命令 ・研修会資料 ・勤務時間が確認できる書類 ・賃金台帳
	(2) 上記(1)の従業者の勤務の体制を定めるに当たっては、次に定める職員配置を行っているか。	適・否	平24条例95第214条第2項 平25道規則27第68条 〈平11厚令37第155条の1 0の2第2項〉	
	(3) ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、ユニット型指定短期入所療養介護事業所ごとに当該ユニット型指定短期入所療養介護事業所の従業者によってユニット型指定短期入所療養介護を提供しているか。 (ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。)	適・否	平24条例95第214条第3項 〈平11厚令37第155条の1 0の2第3項〉	
	(4) ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、短期入所療養介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しているか。	適・否	平24条例95第214条第4項 〈平11厚令37第155条の1 0の2第4項〉	
(25) 定員の遵守	<p>ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、次に掲げる利用者数以上の利用者に対して同時に指定短期入所療養介護を行っていないか。 (ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。)</p> <p>① ユニット型介護老人保健施設であるユニット型指定短期入所療養介護事業所にあつては、利用者を当該ユニット型介護老人保健施設の入居者とみなした場合において入居定員及び療養室の定員を超えることとなる利用者数</p>	適・否	平24条例95第215条 平25道規則27第69条第1項 〈平11厚令37第155条の1 1〉	<ul style="list-style-type: none"> ・運営規程 ・利用者数及び入所者数を明らかにする記録等

点検項目	点検事項	点検結果	根拠法令	点検書類等
	<p>② ユニット型指定介護療養型医療施設であるユニット型指定短期入所療養介護事業所にあつては利用者を当該ユニット型指定介護療養型医療施設の入院患者とみなした場合において入院患者の定員及び病室の定員を超えることとなる利用者数</p> <p>③ ユニット型介護医療院であるユニット型指定短期入所療養介護事業所にあつては利用者を当該ユニット型介護医療院の入居者とみなした場合において入居定員及び療養室の定員を超えることとなる利用者数</p>			
(26) 地域等との連携	ユニット型指定短期入所療養介護の事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めているか。	適・否	平24条例95第216条準用(第166条) 〈平11厚令37第155条の12準用(第139条)〉	・活動状況報告
(27) 非常災害対策	(1) ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行っているか。	適・否	平24条例95第216条準用(第110条第1項) 〈平11厚令37第155条の12準用(第103条)〉	・消防計画 ・訓練記録 ・消防計画に準ずる記録
	<p>(2) ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、前項の規定により非常災害に係る対策を講ずるに当たっては、地域の特性等を考慮して、地震災害、津波災害、風水害その他の自然災害に係る対策を含むものとしているか。</p> <p>・「地域の特性等」には、事業所の所在地域(沿岸地域か、山間地域など)、土砂災害等の危険の有無など、立地環境を考慮。</p> <p>※(1)、(2)別紙により詳細確認</p> <p>なお、「非常災害に関する具体的な計画」とは、消防法施行規則第3条に規定する消防計画(これに準ずる計画を含む)及び風水害、地震等の災害に対処するための計画をいう。この場合、消防計画の策定及びこれに基づく消防業務の実施は、消防法第8条の規定により防火管理者を置くこととされているユニット型指定短期入所療養介護事業所にあつてはその者に行わせるものとする。また、防火管理者を置かなくともよいとされている指定短期入所療養介護事業所においても、防火管理について責任者を定め、その者に消防計画に準ずる計画の樹立等の業務を行わせるものとする。</p>	適・否	平24条例95第216条準用(第110条第2項) 平25施運第1189号 準用(平11老企25第3の六の3(6))	・消防署の検査記録
(28) 衛生管理等	(1) 調理及び配膳に伴う衛生は、食品衛生法等関係法規に準じて行っているか。	適・否		・日常の清掃に関する記録
	(2) ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療機器の管理を適正に行っているか。	適・否	平24条例95第216条準用(第144条第1項) 〈平11厚令37第155条の12準用(第118条第1項)〉	・受水槽の清掃記録等 ・給食、配膳に関する記録
	(3) ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、当該ユニット型指定短期入所療養介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないよう必要な措置を講じているか。	適・否	平24条例95第216条準用(第144条第2項) 〈平11厚令37第155条の12準用(第118条第2項)〉	・医薬品等管理簿 ・調剤録 ・衛生管理に関する記録
	(4) ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、密接な連携を保っているか。	適・否	準用(平11老企25第3の七の3(4)の①)	・食中毒防止等の研修記録等
	(5) 空調設備等により施設内の適温の確保に努めているか。	適・否	準用(平11老企25第3の七の3(4)の④)	・保健所の指導の記録 ・現場を確認

点検項目	点検事項	点検結果	根拠法令	点検書類等
(29) 掲示	<p>ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、指定短期入所療養介護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、短期入所療養介護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 記載事項、文字の大きさ、掲示方法等の確認 ・ 掲示事項の内容は、届け出ている内容や実態と合っているか。 	<p>適・否</p> <p>適・否</p>	<p>平24条例95第216条準用（第34条） 〈平11厚令37第155条の12準用（第32条）〉</p>	<p>・ 掲示物</p>
(30) 秘密保持等	<p>(1) ユニット型指定短期入所療養介護事業者の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしていないか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 秘密保持のため必要な措置を講じているか（例えば雇用時の取り決め等を行っているか）。 	<p>適・否</p> <p>適・否</p>	<p>平24条例95第216条準用（第35条第1項） 〈平11厚令37第155条の12準用（第33条第1項）〉</p>	<p>・ 就業時の取り決め等の記録</p> <p>・ 利用者（家族）の同意書</p> <p>・ 情報提供に使用された文書等（会議資料等）</p>
	<p>(2) ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、当該ユニット型指定短期入所療養介護事業所の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じているか。</p>	<p>適・否</p>	<p>平24条例95第216条準用（第35条第2項） 〈平11厚令37第155条の12準用（第33条第2項）〉</p>	
	<p>(3) ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 利用者（家族）に適切な説明（利用の目的、配付される範囲等）がなされているか。 ・ 同意内容以外の事項まで情報提供していないか。 	<p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p>	<p>平24条例95第216条準用（第35条第3項） 〈平11厚令37第155条の12準用（第33条第3項）〉</p>	
	<p>(4) 個人情報保護方針や個人情報保護規程の整備など、個人情報保護に関する措置を講じているか。</p>	<p>適・否</p>	<p>個人情報保護の適切な取扱のためのガイドライン</p>	

点検項目	点検事項	点検結果	根拠法令	点検書類等
(31) 居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止	ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していないか。	適・否	平24条例95第216条準用（第37条） 〈平11厚令37第155条の12準用（第35条）〉	
(32) 苦情処理	(1) ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、提供した指定短期入所療養介護に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じているか。 具体的には、相談窓口、苦情処理の体制及び手順等当該事業所における苦情を処理するために講ずる措置の概要について明らかにし、利用申込者又はその家族にサービス内容を説明する文書に苦情に対する措置の概要についても併せて記載するとともに、事業所に掲示すること等を行っているか。 ・ 苦情に対して速やかに対応しているか。また、利用者に対する説明など適切か。	適・否 適・否	平24条例95第216条準用（第38条第1項） 〈平11厚令37第155条の12準用（第36条第1項）〉 準用（平11老企25第3の一の3（23）の①）	・ 運営規程 ・ 掲示物 ・ 苦情に関する記録 ・ 指導等に関する記録
	(2) ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、(1)の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しているか。	適・否	平24条例95第216条準用（第38条第2項） 〈平11厚令37第155条の12準用（第36条第2項）〉	
	(3) ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組を自ら行っているか。	適・否	準用（平11老企25第3の一の3（23）の②）	
	(4) ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、提供した指定短期入所療養介護に関し、法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じているか。 また、利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。	適・否 該当なし	平24条例95第216条準用（第38条第3項） 〈平11厚令37第155条の12準用（第36条第3項）〉	
	(5) ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、市町村からの求めがあった場合には、(4)の改善の内容を市町村に報告しているか。	適・否 該当なし	平24条例95第216条準用（第38条第4項） 〈平11厚令37第155条の12準用（第36条第4項）〉	
	(6) ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、提供した指定短期入所療養介護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う法第176条第1項第2号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。	適・否 該当なし	平24条例95第216条準用（第38条第5項） 〈平11厚令37第155条の12準用（第36条第5項）〉	
	(7) ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、(6)の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しているか。	適・否 該当なし	平24条例95第216条準用（第38条第6項） 〈平11厚令37第155条の12準用（第36条第6項）〉	

点検項目	点検事項	点検結果	根拠法令	点検書類等
(33) 地域との連携	ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定短期入所療養介護に関する利用者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めているか。	適・否	平24条例95第216条準用(第39条) 〈平11厚令37第155条の12準用(第36条の2)〉	・苦情に関する記録
(34) 事故発生時の対応	(1) ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、利用者に対する指定短期入所療養介護の提供により事故が発生した場合は市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じているか。	適・否	平24条例95第216条準用(第40条第1項) 〈平11厚令37第155条の12準用(第37条第1項)〉	・事故対応マニュアル類 ・事故に関する記録
	(2) ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、前項の事故が利用者の死亡事故その他重大な事故であるときは、速やかに道に報告しているか。 ※ 重大な事故とは、利用者の死亡事故、虐待(不適切処遇(疑)含む)、失踪・行方不明(捜索願を出したもの)、火災事故、不法行為等をいい、サービス提供中の事故については、送迎・通院等を含み、事業者の過失の有無を問わない。	適・否	平24条例95第216条準用(第40条第2項) 平25施運第1189号	
	(3) ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、(1)及び(2)の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しているか。	適・否	平24条例95第216条準用(第40条第3項) 〈平11厚令37第155条の12準用(第37条第2項)〉	
	(4) ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、利用者に対する指定短期入所療養介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っているか。	適・否	平24条例95第216条準用(第40条第4項) 〈平11厚令37第155条の12準用(第37条第3項)〉	
	(5) ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、事故が生じた際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じているか。	適・否	準用(平11老企25第3の1の3(24)の③)	
(35) 会計の区分	(1) ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、指定短期入所療養介護事業所ごとに経理を区分するとともに、指定短期入所療養介護の事業の会計とその他の事業の会計を区分しているか。	適・否	平24条例95第216条準用(第41条) 〈平11厚令37第155条の12準用(第38条)〉	・会計関係書類
	(2) 具体的な会計処理の方法については、別に通知された「介護保険の給付対象事業における会計の区分について」を参考として適切に行われているか。	適・否	平13老振18	
(36) 記録の整備	(1) ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しているか。	適・否	平24条例95第216条準用(第203条第1項) 〈平11厚令37第155条の12準用(第154条の2第1項)〉	・従業者名簿 ・設備・備品台帳 ・会計関係書類 ・短期入所療養介護計画書 ・サービス提供証明書 ・診療録 ・市町村への通知に係る記録

点検項目	点 検 事 項	点検結果	根拠法令	点検書類等
	<p>(2) ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、利用者に対する指定短期入所療養介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日（利用者へのサービス提供が終了した日）から2年間保存しているか。</p> <p>① 短期入所療養介護計画 ② 条例第20条第2項の規定を準用する提供した具体的なサービスの内容等の記録 ③ 条例第194条第5項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録 ④ 条例第27条の規定を準用する市町村への通知に係る記録 ⑤ 条例第38条第2項の規定を準用する苦情の内容等の記録 ⑥ 条例第40条第3項の規定を準用する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>（条例第27条に規定する市町村へ通知する場合：利用者が正当な理由なしに指定短期入所療養介護の利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき、偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。）</p>	適・否	平24条例95第216条準用（第203条第2項） 〈平11厚令37第155条の12準用（第154条の2第2項）〉	

7 計画の策定状況

非常災害対策計画の策定状況
 ・地域特性を考慮した計画を策定しているか。

具体的な計画の策定状況			施設等が所在する立地条件	
災害種別	対応の有無	立地条件		該当の有無
全ての施設等で策定が必要	火災 地震	有 無		
施設等の地理的条件により策定が必要	風水害	有 無	洪水浸水想定区域（水防法）	有 無
			雨水出水浸水想定区域（水防法）	有 無
			高潮浸水想定区域（水防法）	有 無
	土砂災害	有 無	土砂災害警戒区域（土砂災害防止法）	有 無
			土砂災害危険箇所	有 無
			山地災害危険地区	有 無
津波災害	有 無	津波災害警戒区域（津波防災地域づくり法）	有 無	
火山災害	有 無	火山災害警戒地域（活動火山対策特別措置法）	有 無	
その他 ()	有 無	その他 ()	有 無	

【参考】

非常災害対策計画に盛り込む具体的な項目（例）

具体的な項目	内 容	有	無
1 立地条件	①施設等の立地条件	有	無
	②周辺地区の過去の災害発生状況	有	無
	③災害の発生予測	有	無
2 構造・設備	①建物の構造確認	有	無
	②施設等の設備の確認	有	無
3 情報の入手方法	①情報の入手方法（テレビ、ラジオ、パソコン、携帯電話等）	有	無
4 災害時の連絡先及び通信手段の確認	①災害時の職員間の連絡体制	有	無
	②緊急連絡先の体制整備（自治体、消防、警察機関、家族等）	有	無
	③通常の連絡手段が通じない場合の連絡方法	有	無
5 避難を開始する時期、判断基準	①避難開始時期の判断基準	有	無
	②臨時休業の判断基準、利用者への連絡方法（通所系事業所の場合）	有	無
6 避難場所	①市町村指定避難場所の確認	有	無
	②施設内の安全スペースの確認	有	無
	③災害の種類等に応じた避難場所の複数選定	有	無
	④送迎時等の避難場所の選定	有	無

適・否

平24条例95号、98号、99号
 （平11厚令37号、40号、41号）
 平12老企25号、44号、45号
 平30条例8（平30厚令5号）
 平成30老老0322第1号

- ・消防計画
- ・防災計画等
- ・防火管理規定
- ・マニュアル等

	具体的な項目	検討内容		検討の有無																
	7 避難経路	①避難経路の複数選定	有	無																
		②送迎時等の避難経路の設定	有	無																
		③避難経路図等の作成	有	無																
		④所要時間	有	無																
	8 避難方法	①利用者ごとの避難方法(車いす、杖、ストレッチャー)	有	無																
		②冬期間の避難方法	有	無																
	9 災害時の人員体制 指揮系統	①避難に必要な職員数	有	無																
		②役割分担	有	無																
		③指揮系統の明確化(日中・夜間)	有	無																
		④職員の参集基準(日中・夜間)	有	無																
	10 停電・断水時の対応(※調断は必須でない)	①停電を想定した対策を検討していますか	有	無																
		②断水を想定した対策を検討していますか	有	無																
	11 関係機関との連携	①関係機関(市町村、警察、消防)との連携体制の整備	有	無																
		②地元自治会との連携体制の整備	有	無																
	12 避難・救出、その他必要な訓練	①定期的な避難・救出訓練の実施	有	無																
		②夜間又は夜間を想定した訓練の実施	有	無																
		③防災教育の実施	有	無																
	13 その他	①備蓄品リストの作成	有	無																
		②利用者情報の整理	有	無																
8 組織体制の整備	<p>自然災害発生時の避難体制(避難場所、避難経路等)、職員の役割分担、緊急連絡体制について明確にし、職員・利用者 に周知底されているか。</p> <table border="1"> <tr> <td>避難場所 ()</td> <td>役割分担の有無</td> <td>有</td> <td>無</td> </tr> <tr> <td>避難経路 ()</td> <td>動員計画の有無</td> <td>有</td> <td>無</td> </tr> <tr> <td>避難方法(用具)()</td> <td>夜間の避難誘導体制</td> <td>有</td> <td>無</td> </tr> <tr> <td colspan="4">職員・利用者への周知方法 ()</td> </tr> </table>	避難場所 ()	役割分担の有無	有	無	避難経路 ()	動員計画の有無	有	無	避難方法(用具)()	夜間の避難誘導体制	有	無	職員・利用者への周知方法 ()				適・否	平24条例95号、98号、99号 (平11厚令37号、40号、41号) 平30条例8(平30厚令5号) 道通知23.8.11施運682	・非常時連絡網
避難場所 ()	役割分担の有無	有	無																	
避難経路 ()	動員計画の有無	有	無																	
避難方法(用具)()	夜間の避難誘導体制	有	無																	
職員・利用者への周知方法 ()																				
9 緊急連絡体	<p>火災を含め自然災害時の関係機関への通報及び連携体制は整備されているか。</p> <table border="1"> <tr> <td>① 避難場所や避難経路の設定等は、所在市町村の地域防災計画や津波ハザードマップ等と整合性を図るなど、市町村と連携して取り組んでいるか</td> <td>(いる) (いない)</td> </tr> <tr> <td>② 緊急時における情報伝達の手段、方法について、日頃から市町村との連携体制は整備されているか</td> <td>(いる) (いない)</td> </tr> <tr> <td>③ 自然災害時の関係機関への通報及び連携体制は整備されているか</td> <td>(いる) (いない)</td> </tr> </table>	① 避難場所や避難経路の設定等は、所在市町村の地域防災計画や津波ハザードマップ等と整合性を図るなど、市町村と連携して取り組んでいるか	(いる) (いない)	② 緊急時における情報伝達の手段、方法について、日頃から市町村との連携体制は整備されているか	(いる) (いない)	③ 自然災害時の関係機関への通報及び連携体制は整備されているか	(いる) (いない)	適・否	平24条例95号、98号、99号 (平11厚令37号、40号、41号) 平12老企25号、44号、45号 平30条例8(平30厚令5号) 平成30老老0322第1号 H5.1.25 社老1874号 H21.8.13 施運371号	・連絡体制表 ・防災に係る関係機関等との協定書等										
① 避難場所や避難経路の設定等は、所在市町村の地域防災計画や津波ハザードマップ等と整合性を図るなど、市町村と連携して取り組んでいるか	(いる) (いない)																			
② 緊急時における情報伝達の手段、方法について、日頃から市町村との連携体制は整備されているか	(いる) (いない)																			
③ 自然災害時の関係機関への通報及び連携体制は整備されているか	(いる) (いない)																			
10 防災教育の実施	<p>職員や利用者に対し、自然災害についての基礎的な知識や非常災害対策の理解を高めるための防災教育(研修を含む)を実施しているか。</p> <p>・具体例 ()</p>	適・否	S55.1.16 社援5号 H7.5.8 地福3058号 道通知23.8.11施運682	・職員研修記録等																

11 避難訓練	消防計画に基づく避難計画及び消火訓練は、適切に行っているか。 [直近1年間の避難訓練の状況] ※実施年月日及び対応した災害等に○を記載								適・否	消防則第3条第10、11項 (避難訓練及び消火訓練は年2回以上) 平24条例95号、98号、99号 (平11厚令37号、40号、41号) 平12老企25号、44号、45号 平30条例8(平30厚令5号) 平成30老老0322第1号 道通知23.8.11施運682	・避難訓練結果記録																																																			
	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th rowspan="2">実施年月日</th> <th colspan="3">全ての施設等で計画策定が必要</th> <th colspan="4">施設等の地理的条件により計画策定が必要</th> <th rowspan="2">夜間・夜間想定実施の有無</th> <th rowspan="2">消防機関協力の有無</th> </tr> <tr> <th>火災</th> <th>地震</th> <th>風水害</th> <th>津波</th> <th>火山</th> <th>土砂</th> <th>その他</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>年 月 日</td> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>2</td> <td></td> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>3</td> <td></td> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>4</td> <td></td> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		実施年月日	全ての施設等で計画策定が必要			施設等の地理的条件により計画策定が必要					夜間・夜間想定実施の有無	消防機関協力の有無	火災	地震	風水害	津波	火山	土砂	その他	1	年 月 日										2											3											4								
	実施年月日			全ての施設等で計画策定が必要			施設等の地理的条件により計画策定が必要				夜間・夜間想定実施の有無			消防機関協力の有無																																																
		火災	地震	風水害	津波	火山	土砂	その他																																																						
1	年 月 日																																																													
2																																																														
3																																																														
4																																																														
・訓練未実施の場合、その理由 ()																																																														

